

1 計画策定の目的及び背景

本県では、イノシシの農業被害が10年ほど前から急増しており、ここ数年も1億円前後で高止まりの状態が続いている。また、イノシシ捕獲数も令和元年度から1万頭を超え、県内陸北部での捕獲数が急増しているほか、県沿岸北部でも捕獲が確認されるようになるなど、生息域の拡大が懸念される。そのため、イノシシの適正管理を一層進めることにより、農業被害の軽減と人の共存を図ることを目的として、「第三期宮城県イノシシ管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする）

重点区域：仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町（28市町村）

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

イノシシによる農業被害及びイノシシ生息数の減少を管理の目標とし、農業被害については、令和8年度末時点で第三期計画期間の4年間（平成29年度から令和2年度）の平均被害額から3割減となる6,600万円を目標とする。イノシシ生息数については、国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に準じ、令和8年度末時点で平成25年度末生息数から半減となる16,500頭を目標とする。

※「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」：イノシシの生息数を平成26年度の10年後（令和5年度）までに半減。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

狩猟期間の延長 重点区域の狩猟期間を延長し、イノシシの狩猟期間を11月1日から3月31日までとする（環境省令では11月15日から2月15日まで）。

鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進

重点区域：市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施する。県においても市町村と調整の上で指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲圧の強化を図る。

警戒区域：実際に農林業被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（「予察」という。）についても、積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行うほか、市町村と調整の上で指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討し、頭数が増える前の早期捕獲に努める。

7 被害防除対策

専門家や研究機関等の支援を受けて、イノシシの生態に即した効果的な防除方法の収集・普及に努めるほか、市町村が行う被害防止対策の取組への支援を行う。

8 生息地の適正管理

イノシシの格好の隠れ場となる耕作放棄地等の適正管理のため、農地周辺の環境整備を推進する。

9 その他管理のために必要な事項

計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから捕獲、農作物被害状況など各種調査を実施する。また、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会で捕獲・被害状況等について検討・評価を行い適切に目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。更に、地域住民、行政機関、狩猟団体、農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。